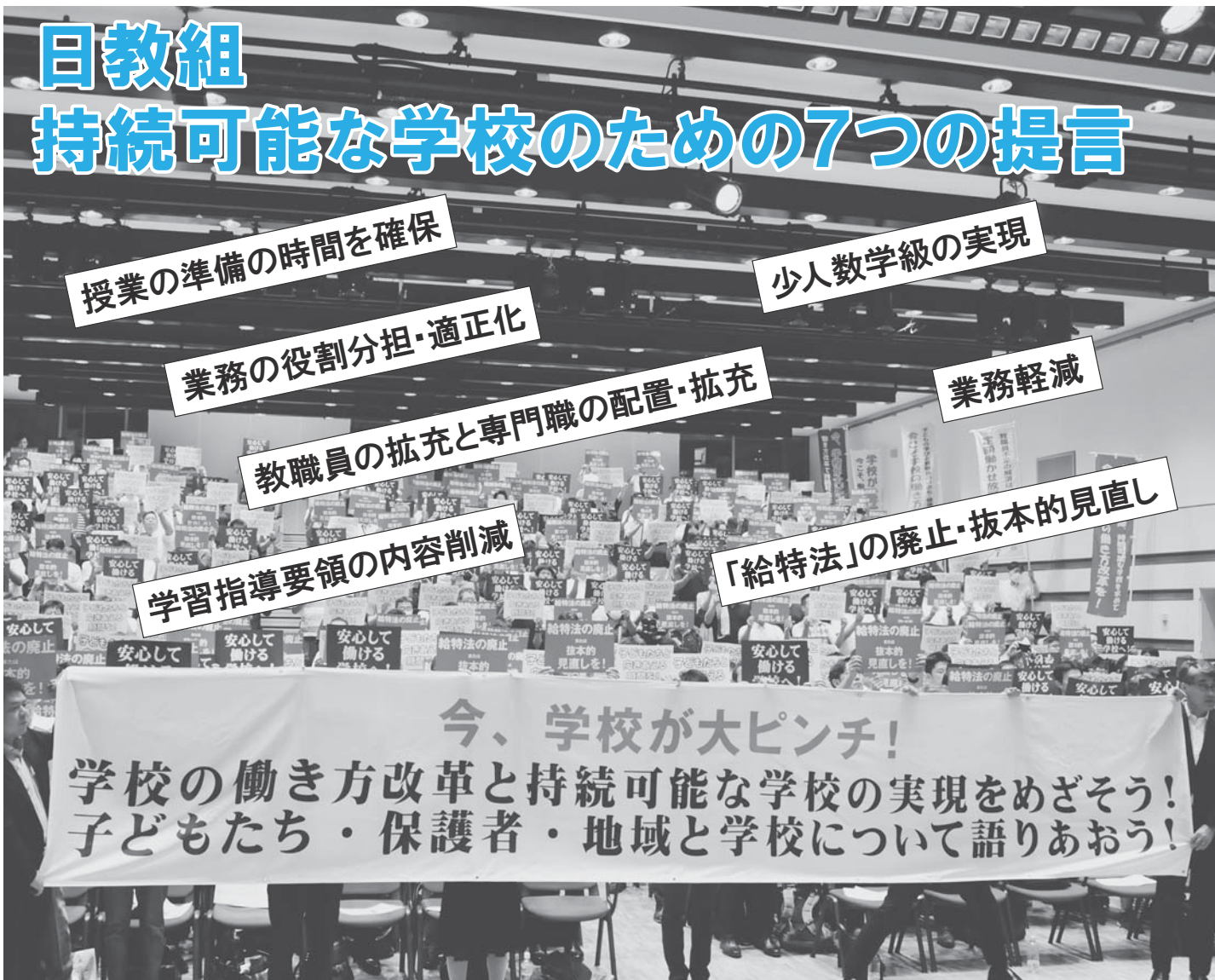


日教組香川 2023.9



発行所 日教組香川教職員組合
〒760-0008 高松市中野町15-24
佐藤ビル1F
TEL 087-802-1640
FAX 087-802-1642
URL <http://www.jtu-k.com/>
E-mail jtukagawa@circus.ocn.ne.jp
発行人 嶋村太伸
毎月1日発行

日教組 持続可能な学校のための7つの提言



授業の準備の時間を確保

少人数学級の実現

業務の役割分担・適正化

業務軽減

教職員の拡充と専門職の配置・拡充

学習指導要領の内容削減

「給特法」の廃止・抜本的見直し

香教組でもない、香教連でもない、高教組でもない

全国で一番なかまの多い日教組香川へ

日教組香川

HP



Instagram



Facebook



日教組

公式LINE



なりすまし団体にご注意を!!

「日教組香川三観地区教職員組合 執行委員長 片山元久」は日教組香川とは全く関係ありません。

(1面からの続き)

7月27日、日教組は、働き方改革中央行動「今、学校が大ピンチ！」を開催しました。そして、「持続可能な学校のための7つの緊急提言」を発表しました。そして、参加者全員で「学校の働き方改革と持続可能な学校の実現をめざそう！子どもたち・保護者・地域と学校について語りあおう！」と声をあげ集会を閉じました。

なお、この集会に、日教組香川からは、沢地書記長が参加しました。



沢地日教組香川書記長

文部科学省のデータを見るまでもなく私たちの労働環境は、あまりにも長時間の超過勤務に慣れてしまっています。「どうせ言っても変わらない」「国が決めたことだから」とあきらめるのは簡単です。今回の集会に参加して改めて声を上げる大切さを感じました。このままでは、教職調整額の増加だけで問題が終わらされるような話もありました。私たちは、根本的な多忙化解消を求めているのです。日教組の提言の一つにもあるように、指導要領の内容を削減し授業時数を今よりも少なくすることだけでも大きく解消に向かうと思います。「働き方改革」に対する教職員の思いはみんな同じです。だからこそ、現場から声を上げ、さらには保護者、地域の方も巻き込んで大きな力にし、誰もが働きやすい職場にしていきたいと思いました。

集会の中で尾木ママの「国は先生方の《やりがい》に依存しすぎている。しかし、先生方も《やりがい》に依存している。」という言葉が印象的でした。私たちは、子どものためと言いながら自分でどんどん仕事量を増やしてしまうところもあります。国が動くのも大事ですが、一人ひとりが仕事の取捨選択をしたり優先順位を明確にしたりして、自分の体と心を大切にすることがもっと大事だと思います。先生方が元気で笑顔にならないと子どもたちは決して元気で笑顔にはなってくれません。だからこそ、みんなが「いつも笑顔で元気です」になれるよう力を合わせ声を挙げていきましょう。

2023人事院勧告・報告

基本給、一時金(4.40月→4.50月)改定

8月7日、人事院は、政府・国会に、国家公務員の月例給を0.96%、一時金を年間0.1月引き上げるよう勧告しました。報告と勧告の骨子は以下の通りです。

なお、日教組香川は、10月の予定されている県人事委員会勧告を受け、11月の県教委交渉に臨み、教職員の勤務条件改善に向けて取組を強化していきます。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

- ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～
- ① 民間給与との較差(0.96%)を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差3,869円(0.96%)
〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳〕
〔改定の内訳：俸給 3,431円 はね返し分(注)438円〕
(注)俸給の改定により諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.49月〔公務の平均支給月数 4.40月〕

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次の

とおり引上げ

- ◇一般職試験（高卒者）7.8%[12,000円]
- ◇一般職試験（大卒程度）5.9%[11,000円]
- ◇総合職試験（大卒程度）5.8%[11,000円]

初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を
通減させる形で引上げ改定

（平均改定率：全体1.1%[1級5.2%、2級2.8%、3級
1.0%、4級0.4%、5級以上0.3%]

定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、
各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定（指定職俸給
表は、行政職俸給表（一）10級の平均改定率[0.3%]と同
程度の引上げ改定）

〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.40月分→4.50月分
民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末
手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
R 5 年度期末 勤勉	1.20月(支給済み)	1.25月(現行1.20月)
R 6 年度期末 以降勤勉	1.225月 1.025月	1.225月 1.025月

3 その他の取組

(1) 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、
在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きい
ことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を
対象とした在宅勤務等手当を新設

（手当の概要）

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して
1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務
することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

(2) 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて
非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員
の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給
与支給が行われるよう、各府省を指導

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備
（給与アップデート）の骨格概要

1 人材確保への対応
① 新卒者、若手・中堅 ・ 初任給近辺の俸給月額引上げ ・ 係長～上席補佐層の俸給の最低水準を引上げ ・ 勤勉手当の成績率上限の引上げ
② ミッドキャリア人材 ・ 係長～上席補佐層の俸給の最低水準を引上げ（再掲） ・ 特定任期付職員のボーナス拡充（2倍可能に） ・ 採用時からの新幹線通勤、単身赴任に対する手当支給
2 組織パフォーマンスの向上
① 役割や活躍に応じた処遇 ・ 係長～上席補佐層の俸給の最低水準を引上げ（再掲） ・ 本省課室長級の俸給体系見直し ・ 管理職員特別勤務手当の支給拡大 ・ 勤勉手当の成績率上限の引上げ（再掲）
② 円滑な配置等への対応 ・ 地域手当の大括り化 ・ 新幹線通勤に係る手当額の見直し ・ 再任用職員に支給する手当の拡大

3 働き方やライフスタイルの多様化への対応

- ・ 扶養手当の見直し
- ・ テレワーク関連手当の新設
- ・ 採用時からの新幹線通勤、単身赴任に対する手当支給（再掲）
- ・ 新幹線通勤に係る手当額の見直し（再掲）

※ 関連する制度や運用の改善についてもあわせて取組・検討

※ 令和6年以降も、65歳定年を見据えた60歳前後の給与カーブの在り方、専門性に応じた給与の設定等について引き続き検討

勤務時間に関する報告の骨子

1 現状

- ・ 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- ・ 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

2 必要性

- ・ 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- ・ フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- ・ 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日を設けるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

3 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。（育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大）

4 施行日

令和7年4月1日

おしえてナビ

そもそも「人事院勧告」って何？

人事院とは、内閣から独立して置かれる国の行政機関です。国家公務員の給与水準に関し、民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本に、例年8月頃に国会及び内閣へ勧告を行っています。

これを受けて、県の人事委員会が民間賃金動向等も含めて総合的に勘案し、県職員（教職員も含む）の給与に関して議会及び知事に勧告を行い、最終的にわたしたちの給与が議会で決定されます。

つまり、人事院勧告はわたしたちの給与決定における源流とも言える重要な役割を果たしています。要求をこの場で訴えることは、まさにわたしたちの生活に直結するのです。

第59回日教組幼児教育研究集会

7. 22@ホテルアウィーナ大阪

鼎談「こども園に幼児教育をどう浸透させるか」や各単組報告があり、午後からは「子どもの姿からのカリキュラムづくり」「職員の勤務労働条件・労安」「インクルーシブ教育」の分科会に分かれて論議を深めました。

4年ぶりの待ちに待った集合研修ということで、たいへん活気のある会になりました。活動報告では全国の生の声を聞くことができ、設置基準や人員確保の問題、こども園移行における課題などについて共有することができました。

「インクルーシブ教育」の分科会では、グループ討議において活発な意見交換が行われ、幼児教育施設においてインクルーシブが有効であること、小学校にもつないでいきたいことを確認しました。



公務員連絡会人勸期中央行動

7. 26@日比谷大音楽堂

公務員連絡会は人勸期要求実現にむけ人事院職員福祉局長・給与局長と交渉しました。交渉に合わせ、全国から1,500人の組合員を集結し、4年ぶりとなる人勸期中央行動を実施しました。

今年は何といってもすべての職員の賃上げを実現することが最重要課題でした。霞ヶ関一周デモ行進では、猛烈な暑さの中、「すべての職員の賃金を上げる!」「長時間労働を是正しろ!」「ワーク・ライフ・バランスを確保しろ!」「非常勤職員の待遇を改善しろ!」と力強いシュプレヒコールを繰り返しました。



第64次日教組全国学校事務研究集会

7. 29-30@千葉県教育会館

「子どものゆたかな学びとウェルビーイングを保障する、持続可能な社会と学校事務の確立」をメインテーマに設定し、一日目は「明確化通知のとりくみから見えてきたこと～あれから3年」をテーマしたシンポジウムが行われました。二日目は、5つの分科会に分かれ論議を深めました。

事務に「従事する」から「つかさどる」に変わったことにより、従来の事務処理への対応から学校全体をマネジメントする役割へ転換を期待されています。ただ現状は従来の事務処理も行いながらマネジメント力を求められているのが現状ではないでしょうか?これまで標準ととらえてきた業務のうち、事務職員の手から「定型業務」が離れるとき、より専門性を生かした「企画・提言型」の業務をいかに担っていくかが課題となっていますが、果たして「定型業務」を本当に手放すことができるのだろうか?疑問に思います。

外注化あるいは業務の移譲をしなければ、今ある多くの定型業務は残ったままになるでしょう。

また、共同学校事務室を設置しても必ずしも業務が効率化されるわけではありません。共同学校事務室を設置したために生じる業務や、勤務校以外のサポート・研修企画など、本来行政が人を雇ってこなさなければいけないことを現場に押し付けているのではないだろうか?業務改善を推進するのであれば「人」「モノ」「金」が必要です。

業務の拡大だけを求められるのではなく、必ず処遇と賃金に係る保障の交渉をしていかなければならないと感じました。



組合員が学んだ暑い夏

日教組第2回障害児教育研究集会

8. 4-5@東京・日本教育会館

学校現場でインクルーシブ教育を推進することを目的とし、今年度より全国寄宿舎研究集会と障害児教育部の研究集会を合同し開催されました。



全体会での佐々木サミュエルズ純子さんの講演では、ダウン症の長男が地域の学校に通い様々な友だちと関わる中で成長する姿について語られました。ひらがなが書けるといふスキルより、子ども時代や学生時代をみんなと過ごすこと、その経験から学ぶことを大切にしたいという熱い思いを感じました。

グループ討議や分散会では、全国の学校の現状や課題について情報交換したり、「社会モデル」や「4.27通知」についても意見を交わしました。

2学期も頑張ろう!という気持ちになった2日間でした。



講演はダウン症の子どもを持つ佐々木サミュエルズ純子さんの子育てについての話でした。講演の中で、「手を借りて生きる。ということ」、「ごちゃまぜの社会は居心地が良かったこと」という言葉が印象に残りました。

グループ討議の「学校にある『医学モデル』を考える。『社会モデル』に変えるには?」では、担当医が医師の立場で見立てた結論(評価)、つまり、医学モデルに基づいてその本人と家族が制約を受けながら生活していくのではなく、「社会モデル」、つまり、周りの社会がその生徒と共に生活していくようにしていくことを目指す、そのために我々教職員がどうしていくべきか、がテーマでした。その場で話し合われた内容は、とても参考になりました。

この2日間、インクルーシブ教育について改めて考えるいい機会になりました。



2023年度両性の自立と平等をめざす教育研究会

8. 3@日本教育会館

「ジェンダー平等教育をすすめよう」テーマに、全体会では、河野美代子さん(広島市(医)河野産婦人科クリニック)から「すべての子どもに豊かな性教育を」の講演があり、分科会では3分科会に分かれて問題提起からの論議を深めました。

性教育バッシングが続く中で、体や性を教えることの必要性の思いを受け止めたいと思いました。「性はいやらしいもの。恥ずかしいもの。隠すべきもの」ではなく、「性は大切なもの、素敵なもの。素敵な性が実行できる素敵な大人になってほしい」ということを参加者で確認できたと思います。それにして、性教育バッシングが旧統一教会と繋がっていることは恐ろしいことです。



2023「母と女性教職員の会」全国集会

8. 2@日本教育会館

「子どもたちに平和な未来を～護ろう 憲法 子どものいのち・みんないのち」をテーマに開催されました。全体会では、椋大樹さん(弁護士)による講演「檻の中のライオン」があり、午後からは12の分会でレポート発表がありました。第8分会では、香川から森川宏子さん(日教組香川OB、スクールカウンセラー)が「スクールカウンセラー等の活用事例を増やそう」をレポート発表しました。

分科会では、全国から集まった先生や保護者の方たちからそれぞれの地域での取り組みや現状を聞くことができ、とても勉強になりました。教職員、保護者、友達はもちろん、それ以外の人の関わりを大切にしていくことで、子どもにとって頼れる存在がたくさんでき、安心して生活できると思いました。また、教職員や保護者も自分たちだけで子どもたちを見ようせず、頼れるところには頼って、たくさんの目で子どもたちを見ていくこともできるという気持ちでいるといいのではないかと思います。



被爆78周年原水爆禁止世界大会・広島大会

8. 4@広島市

原水禁は「核と人類は共存できない」ことを基本理念として、核兵器廃絶・ヒパクシャ援護等を求めてきています。広島大会では初参加の青年部の一人が「ヒパクシャIIーヒパクシャ問題の残された課題」分科会で、原爆投下により被爆者となった方を国は真摯に救おうとしていないと感じたそうです。中国人などの在外被爆者や被爆二世に対し、「被爆者援護法」の対象者とならないことに対しても、行政の在り方に疑問を持たずにはいられません、との感想を語ってくれました。

被爆者の方の語りからは、多くの尊い生命を奪った原爆の被害の実相を、高校生平和大使のスピーチからは、「核も戦争もない平和な社会」の実現への希望を、参加者と共有しました。被爆の実相こそが、最大で唯一の核抑止力であるというメッセージを次世代にも継承していくことが必要だと感じました。



公立夜間中学設置における諸問題について(2) ～ニーズ調査の必要性についての考察～

城之内 庸仁(一般社団法人 基礎教育保障研究所 理事長)

夜間中学をどの程度認識できていたのか

そもそも、ニーズ調査の回答者は、「夜間中学」というものをどの程度認識できていたのでしょうか。文部科学省の「外国人の子どもの不就学実態調査」の中で、不就学の外国籍の子どもの、「学校へ行きたいか」という質問をしました。それに対して、「就学(学校へ行きたい)」が32/1%と最も高く、「未定(わからない)」が29.5%、「就労(仕事がしたい)」19.2%と続きました。「未定(わからない)」の回答をした子どもが2番目にきています。この「未定(わからない)」と回答した子どもは、「学校に行きたいか、どうか、現時点ではわからない」という意味で回答したのか、「日本の学校がどんなものかわからないから、そもそも学校に行きたいかどうかイメージできず、行きたいかどうかわからない」という意味で回答したかもしれません。夜間中学を希望する方も果たしてどこまで夜間中学をイメージできていて、ニーズ調査に回答したかわかりません。

三豊市の場合、ニーズ調査の結果をある程度参考にしたものの最終的には、山下昭史三豊市長が、「義務教育段階の学び直しを必要としている方が一人でもいるのであれば、その教育の機会を確保するのは行政の責任である」という判断によって公立夜間中学の設置がすすめられました。三豊市のように学校設置者である市長が決断をし、設置に向かえばいいのですが、ある自治体は、ニーズ調査の結果から「直ちに設置を検討する段階ではない」という設置検討を延期した例があります。先述の卒業証書を棺桶に入れたいと言われた義務教育未修了者の生徒さんの願いは儂い夢になってしまいます。設置検討が遅れば遅れるほど、この生徒さんはさらに高齢になります。2010年から2020年のあの3万人の無念が頭をよぎります。わざわざニーズ調査をしなくても様々な統計から夜間中学の新設・増設のエビデンスはあります。

まず、2020年の国勢調査では、義務教育未就学者は94,455人、小学校しか卒業していない義務教育未修了者は804,293人、合わせて約90万人の方が義務教育段階の教育を十分に受けていないということが明らかになっています。ここで注意しておかないといけないのは、「少なくとも」約90万人ということです。なぜならば、読み書きが十分でない方が果たしてどれだけ正確に国勢調査に回答することができたでしょうか。また、自分は小学校を出ていない、小学校しか出ていないという方が、その事実を隠した回答をされている可能性は否定できません。なぜならば、ある夜間中学生は、「回答した調査票を調査員に渡す際に、自分が小学校しか出ていないことが近所の人にばれないだろうかと心配になり、正直に回答することができなかった。」と話されました。

公立夜間中学校設置をすすめるエビデンス

国勢調査はどの市町に何人、未就学者や未修了者がいるかわかります。これだけでも十分なエビデンスではないでしょうか。文部科学省が公表した「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によ

ると全国の小中学校で2021年度に学校を30日以上欠席した不登校の児童生徒は前年度から4万8813人(24.9%)増の24万4940人となり、過去最多を記録しました。不登校の増加は9年連続、右肩上がりです。その多くは学齢を過ぎると形式卒業者となります。内閣府の調べによると、15歳～39歳約54万人、40歳～65歳約61万人、合計約115万人が引きこもり状態にあると発表しています。引きこもり経験がある岡山自主夜間中学校の生徒さんは、「外にでようと思って、出てみると、『運賃』という字が読めず、どこでお金を払えばいいかわからなかった。行き先の漢字が読めない。バスや電車に乗るのが怖い。結局、外に出ることが不安になり、また、引きこもり状態になった」と話されました。引きこもりには様々な理由や背景がありますが、その一つに文字の読み書きが関わっているという事実があります。これらの統計は公立夜間中学の設置をすすめる十分なエビデンスになると言えます。

夜間中学は人間の尊厳を取り戻す場所

最後に、70代の夜間中学生のエピソードを紹介したいと思います。

その生徒さんは、「そろばん」を習いたいと言われました。きっと多くの方は、今はスマホの計算アプリや電卓がある中で、なぜ、そろばんなのか、と思われるに違いありません。その生徒さんは、「先生、僕は、小学校の時分、経済的な理由でそろばんを準備することができませんでした。そろばんの授業の間はずっと学校を休んでいました。死ぬまでにどうしてもそろばんをマスターしておきたいのです。」と言われました。夜間中学は「読み書き計算」を中心とした学び直しの学校というイメージを持たれやすいです。もちろんその側面はあります。しかし、声を大にして言いたいのは、夜間中学は「人間の尊厳を取り戻す場所」であるということなのです。もちろんこの生徒さんも計算をするならば電卓で十分ということは知っています。この生徒さんはそろばんを学び、習得することで、あの悔しかった思いを払拭したいのです。まさに自分を取り戻す、人間の尊厳の回復なのです。

公立夜間中学が新設・増設されたらそれでおしまいはありません。むしろスタートラインです。様々な事情を抱えながらも学びにひたむきに向かう姿勢は尊く、胸が熱くなります。その学びを支えるためのハード、ソフトのより一層の充実が求められます。



授業で使える小わざや小ネタ④(小5倍数)

石原清貴(元小学校教員)

・倍数物差しを作ろう

5年生の2学期異分母分数の勉強に先だって「倍数と約数」の勉強が入っています。異分母分数の計算では分母をそろえたり、既約分数に直したりするには倍数・約数の事が理解できていないといけないためです。しかし、倍数や約数または最小公倍数や最大公約数の理解はそんなに簡単ではありません。

そこで倍数物差しを作ることをおすすめします。倍数物差しというのは次のような物です。

① < 2 cm物差し > (2の倍数)

2	4	6	8	10	12	14
---	---	---	---	----	----	----

② < 3 cm物差し > (3の倍数)

3	6	9	12	15
---	---	---	----	----

③ < 4 cm物差し > (4の倍数)

4	8	12	16
---	---	----	----

④ < 5 cm物差し > (5の倍数)

5	10	15
---	----	----

⑤ < 6 cm物差し > (6の倍数)

6	12
---	----

・使い方

Q1 次の長さの線を引くにはどの物差しを使うといいでしょう？

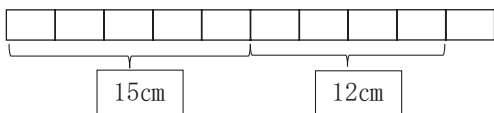
- ・9 cmを書くには () を使う。
- ・8 cmを書くには () を使う。

Q2 次の長さの線を引くにはどの物差しを使うといいでしょう？

- ・27 cmを書くには () を使う。
- どうしてそう思うのか書きましょう

お話 27cmの線を描くには3 cm物差しを使うと描く事ができます。

< 3 cm物差し >



どうして3 cm物差しでないと書けないのでしょうか？それは「27は3を何倍かした数の中の一つだからです。3を何倍かしてできる数は無数にあります。27はその中の一つです。そこで< 27は3の倍数である >と言います。(27が何の倍数なのかを見つけるには、もう一つ方法があります。それは27を2や3で割ってみる事です。27÷2はできませんが27÷3は割り切れます。その割りきれぬ数3が27のもとの数です)



石原清貴氏

Q3 15は何の倍数でしょう？

予想：15は () の倍数である。
 お話：15は3の倍数です。でも5の倍数でもあります。つまり15は3と5の倍数なのです。このように2つの数の倍数になっている数を3と5の公倍数と呼びます。(5 cm物差しと3 cm物差しを使って確かめましょう。)

3	6	9	12	15
5		10		15

Q4 10は何と何の公倍数ですか？

予想：() と () の公倍数だ。
 実験10の目盛りのある物差しを使って調べましょう。

2	4	6	8	10	12	14
5		10		15		

お話

10は< 2の5倍数 >であり、< 5の2倍数 >です。つまり10は2と5の公倍数なのです。実は2と5の公倍数は10だけではなくありません。10が一番小さい公倍数でそれより大きい公倍数(10・20・30・40・50・・・)が無数に存在します。そんなわけで10を2と5の公倍数の中で最も小さい公倍数という事で< 最小公倍数 >と呼びます。

Q5 2と5の公倍数を小さい順に5個書きましょう (12) () () () ()

お話

最小公倍数10が見つければ、今度は10の倍数を順に書き出すとそれが2と5の最小公倍数になります。でもどうやったら素早く最小公倍数を見つけられるのでしょうか？実は簡単なのです。2と5の最小公倍数は2×5=10で分かります。3と5の最小公倍数も3×5で分かります。

でも気をつけないといけない場合もあります。例えば3と6の最小公倍数は6です。つまり6が3の倍数になっていますので6が最小公倍数になるのです。また、6と8の場合は6×8=48となりますが48は最小公倍数ではありません。48÷2=24、つまり24が最小公倍数です。

こんな風に最小公倍数は単純に2つの数を掛けるだけでは分からない場合があります。そこで6と8の最小公倍数を探すときには、まず、大きい方の数の2倍・3倍の数を考えてください。この場合は8×2=16と8×3=24です。そしてその答えをもう一つの数、つまり、6で割ってみてください。16÷6は割り切れません。しかし24÷6=4で割り切れます。ですから24が最小公倍数となります。

倍数約数の勉強はとかく数値だけの勉強になります。そこで考えたのが倍数物差しです。こうすると具体的な量として視覚化できるからです。但し全員に作る必要はありません。教師が提示し、教師が操作するだけで十分です。今回は「授業書風」仕立てました。

気持ちよく 安心して 働けていますか？

   **JTU-カフェ**  

Open → 9月21日(木) **18:30~20:00**

@ 日教組香川事務所(高松市中野町 15-24 佐藤ビル1F)

3年ぶりに【JTU-カフェ】を Open しています！

飲み物とお菓子を用意してお待ちしております。ぜひお気軽にお越しくださいね。

組合員でない方も大歓迎です！ただし、お茶代 500円いただきます。

引き続き電話・FAX でのご相談も引き続き承ります。

TEL: 0120-27-5925 FAX: 087-802-1642

パワハラ、セクハラ、マタハラ等、職場の人間関係で気になることなど、お気軽にご相談ください。相談には、日教組香川役員、臨床心理士が対応させていただきます。



四国ブロック母と女性教職員の会

9月19日(土) 10:30~13:10 @ふらっと仏生山

講演 高野晶 (ビューティーカウンセラー、エステティシャン、
LGBTQ+・トランスジェンダー アクティビスト)

「多様な性を知り、より自分らしく生きる

~トランスジェンダーとして伝えたいこと~」

昼食・各県交流会

組合員以外の方も
参加できます

参加無料

日教組香川教育研究集会(県教研)2023

9月30日(土) 11:00~15:45 @ふらっと仏生山

第1部 リポート発表

第2部 記念講演会 眞野豊 (鳴門教育大学准教授)


「“多様な性”をどう教えてきたか、

その授業づくりと実践報告」 (仮)

日教組香川はあなたの夢を実現するためのサポートをします。

お申し込み、お問い合わせは



または  0120-27-5925 まで